

「世界をリードするサステナブルシティ」実現に向けた戦略策定支援業務 仕様書

1 業務名

「世界をリードするサステナブルシティ」実現に向けた戦略策定支援業務

2 目的

北九州市が「サステナブルシティ」として、「世界をリード」するために、世界における「サステナブル」に関する潮流を踏まえながら、北九州市ならではの強みを取り入れた戦略を策定することとしている。

本業務は、国内外の動向調査やデータ等の客観的事実に基づき、北九州市の現状分析を行うとともに、広く市民や企業、有識者等の意見を取り入れながら、北九州市全体で「サステナブルシティ」の実現を目指していく戦略の策定を支援するもの。

3 業務期間

契約締結後～令和7年10月（予定）

4 業務内容

(1) 国内外の先進事例等の調査・分析及びそれに基づく現状把握（都市間比較）・課題整理支援等【令和7年7月まで】

- ・ 国外のランキング（3種程度）でサステナブルシティとして評価されている先進都市（10都市程度）の選定理由及び取組事例に加え、比較可能な関連データ及びそれに対応する各都市の目標値（20項目程度）を調査し、世界の動向や北九州市の現状について分析を行う。
- ・ 上記の調査・分析結果に基づき、サステナブルシティとして評価されている先進都市との比較を行いながら、北九州市ならではの強み・弱みなどの特性を特定し、サステナブルシティの実現に向けた課題（戦略・戦術）を整理する。

(2) アドバイザリーボードの選定・運営等【令和7年6月中及び10月中】

- ・ 世界の動向や北九州市の現状など、戦略策定に必要な専門的知識を有する有識者候補（10名程度）を提案し、北九州市と協議の上、選定する。
- ・ 選定した有識者に対して、戦略策定に必要な意見聴取を行い、議事録や要約の作成、意見の整理・とりまとめを行う。意見聴取は、北九州市と協議の上、(3)に示す素案の策定前後に、有識者個別で2回行う。
- ・ 意見聴取毎に、有識者への報酬（3万円/回）を支払う。

(3) 戦略策定等支援【令和7年9月まで】

- ・北九州市が行う戦略の素案策定に向けて、(1)(2)の情報や別途北九州市が提供する若者をはじめとする市民の意見に加え、事業者が予め持つ知見等も活用しながら、記載内容、構成、レイアウト、デザイン等を北九州市に提案し、策定の補助を行う。
- ・構成やレイアウト、デザイン等については、誰もが手に取って読み進めやすい内容・構成とし、市民にとって訴求力のある、また北九州市外の人や企業に対して魅力的かつ効果的に発信することができるものとなるよう工夫したものを提案することとし、そのために必要な体制を整える。
- ・本戦略が国内のみならず、グローバルに対して効果的に認められるように、広報・発信の在り方をプランニングする。
- ・上記プランニングに基づき、プレゼンテーション及び配布用の資料を作成する。資料は、北九州市内向け、北九州市外向け、国外向け等、発信対象に応じた内容をそれぞれ作成する。また、多言語に対応可能なものとし、日本語版に加え、少なくとも英語版は作成する。

5 費用負担

本業務の実施に係る費用（予算上限額 2,600 万円）

※ 市が負担する委託料の額を超える場合は、その超えた額について、運営事業者が負担する。

6 成果品

(1) 業務完了報告書

(2) 戦略策定報告書

データ：Microsoft Word 等編集可能なもの

紙媒体：10 部

(3) 戦略発信資料

データ：Microsoft PowerPoint 等編集可能なもの

(3) 議事録及び要約（Microsoft Word 等）

(4) 収集・分析したデータ・グラフ等（Microsoft Excel 等編集可能なもの）

(5) 音声等のデータ（北九州市が提供するものを除く）

7 提出先

北九州市政策局政策部政策課

※令和7年4月1日から、サステナビリティ戦略課に組織改正予定

(北九州市小倉北区域内1-1 北九州市役所庁舎3階)

8 その他

- (1) 成果品に係る一切の権利は、北九州市に帰属するものとする。
- (2) 作成にあたって、写真、イラストなど他の刊行物からの無断転載等著作権の侵害となるような行為をしないこと。転載等を行う場合には、著作権の帰属について確認し、その利用許諾等適正な手続きを取ることを。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、北九州市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。